

6. 「教育実習」の履修方法

- | | |
|-----------------------|--|
| (1) 教育実習の趣旨 | <p>教育実習は、教育職員免許法施行規則第6条に規定されている必修科目です。</p> <p>教育実習は、現場における教育を実際に観察し経験することで、教育の意義についての体験的認識と理解を深め、教員としてのあり方を学ぶことを目標としています。</p> <p>教育実習は、実習とはいえ一定期間教員としての職責を果たすことになるので、実習者の主体的・意欲的な学習活動が不可欠です。実習を通じて教員として必要なあらゆる分野の経験・体験を積むことが期待されます。</p> |
| (2) 教育実習の期間 | <p>中学校の教員免許を取得するためには、通算して3週間（もしくは4週間）の教育実習をする必要があります。高等学校の免許を取得するためには、2週間の教育実習を行います。中学校と高等学校の両方の免許を取得するためには、中学校または高等学校のどちらかで3週間（もしくは4週間）の教育実習を行います。</p> |
| (3) 実習の時期 | <p>教育実習は4年次の5月～6月が中心となりますが、実習校によっては夏から秋（9月～11月）に実施する学校もあります。</p> |
| (4) 教育実習校 | <p>教育実習は、出身の中学校または高等学校で実施する「母校実習」の他、「母校外実習」もあります。「母校外実習」には 神奈川大学附属中・高等学校での実習 ボランティア活動先の学校での実習 教育委員会が指定する学校での実習の三つがあります。なお、「商業」「工業」「中国語」など、出身校にその教科がない学生は各キャンパス・支援室に相談してください。</p> |
| (5) 教育実習計画説明会 | <p>2年次の1月～2月頃に教育実習計画説明会を行い、下記「(6) 教育実習の内諾依頼をするための条件」の最終確認と、3月～4月のスケジュールについて大事なポイントを説明します。</p> <p>この説明会の出席者を対象に、3月下旬に教育実習内諾許可者発表を行います。なお、可否の発表は各キャンパス支援室の掲示等で行います。</p> |
| (6) 教育実習の内諾依頼をするための条件 | <p>以下 ～ の条件をすべて満たしていることが条件です。</p> <p>「教職に関する科目」から12単位以上を修得していること。（「教育原論」「教育と社会」「教育心理学」を含む）</p> <p>「66条科目」から4単位以上を修得していること。</p> <p>実習教科によって定められている検定試験（表6-1参照）のいずれかに合格し、証明書のコピーを提出していること。</p> <p>以下の対象者は、学内で実施する各種基礎学力試験（表6-2参照）に合格し、合格証のコピーを提出していること。</p> <p>対象：法学部・経済学部・人間科学部「社会」「地理歴史」「公民」の教育実習予定者
人間科学部「保健体育」の教育実習予定者</p> |

表 6-1 内諾依頼のための検定試験

実 習 教 科	検 定 試 験 の 種 別
社会・地理歴史・公民・ 保健体育	日本漢字能力検定準 2 級
商業	日商簿記検定試験 2 級
英語	実用英語技能検定 2 級, TOEIC500 点, TOEFL450 点
中国語	実用英語技能検定 2 級, TOEIC500 点, TOEFL450 点, 日本漢字能力検定準 2 級
数学	理学部: 実用数学技能検定準 1 級 工学部: 実用数学技能検定 2 級
工業	実用数学技能検定 2 級 または 工業英語能力検定試験 3 級
理科	工業英語能力検定試験 3 級
情報	日商 PC 検定試験 (文書作成) 3 級

合格証のコピーは 2 年次 1 月頃実施の教育実習計画説明会時, 又は 3 月下旬の指定日時を最終期限とします。詳細は掲示を確認してください。

指定している級, 点数以上の検定試験の合格が必要です。

表 6-2 内諾依頼のための基礎学力試験

対象学部	実習教科	基礎学力試験の種別	試 験 概 要
法学部 経済学部 人間科学部	社会 地理歴史 公民	社会系基礎学力試験	社会系教科の基礎学力を確かなものにするを目的とし, 中学校学習指導要領に示されている内容を基本とし, 公立高等学校入試程度の内容から地理, 歴史, 公民の各分野, 及び時事問題から出題する。 7 月頃「社会系基礎学力試験」説明会を実施予定。
人間科学部	保健体育	保健体育系基礎学力試験	保健体育科専門教養を確実に習得することを目的とし, 『学習指導要領解説 (保健体育編)』からの抜粋をはじめ, スポーツのルールや指導法等, 基礎・基本的な知識を問う。 7 月頃「保健体育系基礎学力試験」説明会を実施予定。

いずれの試験も, 後学期定期試験後の 1 月 ~ 2 月頃に実施します。

(7) 教育実習内諾依頼説明会

教育実習内諾依頼許可者発表の合格者に対して, 3 年次の 4 月に教育実習内諾依頼に関する説明会を行います。教育実習に出るためには, 実習を行う前年度に内諾活動を行い, 実習校より内諾を得ることが必要です。

- (8) 教育実習最終手続き説明会
3年次の12月～1月に教育実習最終手続き説明会で、次年度の教育実習に関する説明を行います。(対象:「教育実習指導」を履修している者)
3月下旬に下記「(9) 教育実習に出るための条件」を確認し、教育実習判定合格者発表を行います。各キャンパス・支援室の掲示等で可否を確認してください。
- (9) 教育実習に出るための条件
以下～の条件をすべて満たしていることが条件です。
教育実習校から受入れの内諾を書面にて得ていること。
1・2・3年次配当の「教職に関する科目」の必修科目すべてを修得していること。中学校実習の場合は「道徳教育論」も含む。「教科教育法」(注1)は免許教科に即して4単位を修得していること。ただし、中学校実習の場合は8単位を修得していることが望ましい。
1・2年次配当の「教科に関する科目」(注2)の必修科目をすべて修得し、かつ「教科に関する科目」(注2)の修得単位数が24単位以上であること。
3年次配当の「教育相談概論」または「教育相談演習」のうち、いずれか1科目(2単位)を修得していること。
「66条科目」すべてを修得していること。
理学部は卒業研究着手の条件を満たしていること。
(注1)(注2)複数教科の免許取得を希望している場合の「教科教育法」および「教科に関する科目」は、原則として“教育実習を行う教科”を指すものとする。
- (10) 教育実習登録費の納入
教育実習を行う年度に教育実習登録費を大学に納入してください。
なお、教育実習登録費は大学でかかる必要経費であり、実習校での必要経費等は含みません。実習校での必要経費等は必要に応じて、各自が実習校に支払ってください。
また、実習を行う学生は「賠償責任保険」の加入が必要ですが、これは本学が一括して手続きをしますので、個人負担はありません。
- (11) 教育実習に関する指導および「教職実践演習(中学・高校)」はクラス担任制
教育実習に関する指導は、クラス担任制で行いますので、時間割で指定された授業を履修してください。授業科目としては3年次後学期の「教育実習指導」、4年次前学期「教育実習指導」がそれにあたります。また、4年次後学期の「教職実践演習(中学・高校)」は、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための総仕上げの科目として、クラス担任のもと演習形式で行います。